

企業内家庭教育講座 実施要項

1. 目 的

狭山市内の企業等と連携し、社員研修等の場を利用した「企業内家庭教育講座」を実施することで、企業等に勤務する保護者や子育てに関わっている者に対して、家庭教育の重要性を啓発するとともに、家庭教育について学ぶ機会を提供する。

2. 実施者

希望する狭山市内の企業・事業所等とする。

3. 対 象

企業等で働く保護者やこれから親になる方、祖父母等とする。

4. 講座内容

希望するテーマを伺い、相談の上で決定する。

5. 時 間

1時間程度とし、講座を開催する時間帯については、企業及び講師との調整により決定する。

6. 講 師

企業の希望するテーマに応じ、教育委員会が講師を依頼、派遣する。

なお、派遣した講師の謝礼金については教育委員会が予算の範囲内で負担する。

7. 会 場

企業の会議室や研修室等とする。

8. 申込みから講座開催までの流れ

①実施を希望する企業等より、社会教育課へ電話で申し込む。

②実施希望日の2ヶ月前までに実施計画書を社会教育課へ提出する。

③企業担当者と日時、講座内容等を相談し、決定する。

④講座実施後、実施報告書を社会教育課へ提出する。

9. その他

この要項に定めのない事項及び事業内容の変更等については、社会教育課と協議するものとする。